令和4年10月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和4年10月28日(金)

令和4年10月農業委員会定例総会議事録

令和4年10月農業委員会定例総会を令和4年10月28日(金)午後3時から 日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員(14名)

1番	股	野	満	男	2番	細	JII	豪	邦
3番	黒	木	耕	作	4番	治	田		健
5番	那	須	成	章	6番	鈴	野	淺	夫
7番	松	木	親	則	8番	甲	斐	英	敎
9番	Щ	本	孝	志	10番	溝	П	秀	樹
11番	海	野	善	文	12番	寺	原		勝
13番	安	藤	嘉	弥	14番	田	原	千	春

農地利用最適化推進委員の出席者

出 席 委 員(15名)

15番	黒	木	藤	市	1	6番	黒	木	豊	喜
17番	黒	木	幸	義	1	9番	黒	木	眞壽	
20番	佐	藤		力	2	1番	菊	田	泰	徳
22番	Щ	口	佐矢	口男	2	3番	安	藤	政	廣
24番	児	玉	恭	司	2	5番	直	野	廣	義
26番	黒	木	和	男	2	7番	黒	木	義	行
28番	赤	木		康	2	9番	矢	野	陸	男
30番	橋	口		泉						

事務局出席者

 事務局長黒木秀樹 農地係長 柏田高宏

 主任主事 黒木信介 主任主事 井本彩

日程第1 議事録署名者の指名

2番委員 細川 豪邦

8番委員 甲斐 英教

日程第2

議案第75号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第76号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第77号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委
	員会の決定について

議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る 農業委員会の決定について

報告第55号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第56号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第57号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第58号	取消願について
報告第59号	取下書について
報告第60号	農地中間管理事業に伴う配分計画について
報告第61号	農地転用許可申請後の許可状況報告について
報告第62号	来期農地利用最適化推進委員の地区別募集人数について

議事録

開 会 午後3時00分

議長

それでは、ただいまから令和4年日向市農業委員会10月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いします。

開会に先立ち報告いたします。本日の会議に、18番野田正明委員から欠席 の届出がありましたので報告します。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名に2番細川豪邦委員、8番甲斐英教委員を指名します。

よろしくお願いします。

次に議案審議に入ります。

まず議案第75号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。

事務局

受付番号29、土地の所在地は平岩、畑が1筆で148㎡です。

譲受理由、譲渡理由ともに贈与で、譲受人は主に畜産業を営まれており、現在15,000㎡を経営されていますので、下限面積を満たしています。

農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の 各号には該当いたしません。

受付番号30、31は関連がありますので併せて説明します。

土地の所在地はどちらも東郷町山陰で、30番は田が6筆で4, 959㎡、31番は田が1筆で241㎡です。30番の申請地は、先月の総会で保留案件となった申請地と同じです。先月の保留案件は、報告第59号にありますが、申請の取下願が提出されています。

譲受理由は新規就農とありますが、31番はこれまでも譲受人の配偶者が登記簿上仮登記を行うことで、所有者の許可を得て畑として利用されており、今回30番の申請をするにあたり、正式に所有権移転の手続きをするために申請されたものです。

30番の申請地では、造成後に花きや果樹を植え、31番ではこれまで通り 野菜を栽培されると伺っています。

また、先月懸念事項とされていました造成につきましては、譲受人が建設業等を営んでいますので、許可が下りて所有権移転が完了次第、改良届により造成できるよう、土も準備できているとのことでした。

譲受人は新規就農であるため、経営面積は0㎡ですが、今回2件の申請地を合計すると5,200㎡であるため、下限面積を満たしています。

農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法第2項の各 号には該当いたしません。

受付番号32、土地の所在地は東郷町山陰、地目は畑が1筆で2,237㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望でして、権利の種類は売買による所有権移転です。

譲受人は主に畜産業を営む認定農業者ですが、昨年今回の申請地の隣接を購入しており、10,859㎡を経営しています。今回の申請地も、昨年同様花きを植えると伺っています。

農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の

事務局 | 各号には該当いたしません。

受付番号33、35は関連がありますので、併せて説明します。33番、土地の所在地は美々津町、田が1筆で128㎡、畑が1筆で985㎡、合計1,13㎡です。35番は土地の所在地は富高、地目は畑が1筆で376㎡です。33、35の譲受人は親子で、同一経営されているため、経営面積は同じ8,900㎡となっています。

33番の譲受人は、認定農業者である農地所有適格法人の代表者でもありますが、今回の申請は法人としてではなく、個人で家族と営んでいる経営の規模拡大です。33番では花き、35番は野菜を植えると伺っています。

農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の 各号には該当いたしません。

受付番号34、土地の所在地は平岩、畑が1筆で228㎡です。

譲受人は10,272㎡を経営されている兼業農家です。7月総会でも、同じ譲渡人、譲受人でご審議いただいたのですが、その際に申請が漏れていたため、今回追加で申請されたものです。

農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項各 号には該当いたしません。

以上7件、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは一旦ここで休憩します。

(休憩)

議長 それでは、再開します。

番号29および番号34担当の8番委員および24番委員から補足があれば 説明をお願いします。

8番委員 8番委員です。問題ありません。

24番委員 24番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございました。

次に、番号30および番号31担当014番委員および25番委員から補足があれば説明をお願いします。

14番委員 14番委員です。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

25番委員 25番委員です。問題ありません。

議長ありがとうございました。

次に、番号32担当の11番委員および19番委員から補足があれば説明を お願いします。

11番委員 11番委員です。問題ありません。

19番委員 19番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございました。

議長 次に、番号33および番号35担当の13番委員から補足があれば説明をお願いします。

13番委員

13番委員です。問題ありません。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。 ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。 全員賛成ですので原案の通りとします。

事務局

次に議案第76号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

受付番号18、土地の所在地は東郷町山陰、畑が1筆で3,388㎡です。 権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は埋却予定地です。

申請地は農業振興地域農用地区域に該当しますが、農業用施設用地へ用途区分を変更しており、農用地利用計画に即した土地利用計画となっています。

農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の 各号には該当いたしません。

受付番号19から22は関連がありますので、併せて説明します。

土地の所在地は幸脇で、地目、地積はそれぞれ記載の通りです。

譲受人は全て市内の法人で、権利の種類は売買による所有権移転です。転用目的は産廃施設場内で、追認とありますように、現に産廃施設の敷地内であり、既に農地としては長年使われていない場所です。

申請地は周囲の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の 各号には該当いたしません。

以上5件、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、番号19担当の11番委員および19 番委員から補足があれば説明をお願いします。

- 11番委員
- 11番委員です。問題ありません。
- 19番委員
- 19番委員です。特に問題ありません。

議長

ありがとうございました。番号19から22担当の10番委員および26番委員から補足があれば説明をお願いします。

- 10番委員
- 10番委員です。問題ありません。
- 26番委員
- 26番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございました。

議長 ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。 ないようですのでお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので原案の通りとします。

次に議案第77号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用 権設定に係る農業委員会の決定についてであります

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

番号11、受付年月日が令和4年10月14日、土地の所在地は財光寺で、 地目は田、地積は934㎡です。

設定する利用権は賃貸借権で、期間は令和4年11月1日から2年間、賃金は反当たり6,000円です。

利用権の設定を受ける者は主に水稲を栽培している認定農業者で、現在11,856㎡を経営されています。家族数は2名、稼働力は2名となっており、新規での利用権設定となっています。

以上1件、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号12担当の8番委員および24番委員から補足があれば説明をお願いします。

8番委員

8番委員です。問題ありません。

2 4 番委員

24番委員です。問題ありません。

議長

それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。

ないようですのでお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので原案の通りとします。

次に議案第78号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

今回、25件申請が出されていますが、すでに集積しているものの更新となりますので、説明は割愛させていただきます。

田が32筆で4, 330 m³、畑が16筆で13, 515 m³です。それぞれの配分先につきましては、報告第60号別紙をご覧ください。

以上25件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。

議長

ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので原案の通りとします。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告55号から第62号について、事務局長から報告をお願い します。

事務局長

それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。

先ず、報告第55号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。

届出の件数は2件、土地は畑2筆で面積は183㎡であります。

転用目的につきましては、住宅および倉庫であります。

次に、報告第56号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。

届出の件数は12件、土地は畑17筆で面積は4,692㎡であります。

転用目的につきましては、住宅、店舗、駐車場であります。

次に、報告第57号 農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。

届出の件数は2件、土地は田20筆で面積は17,560㎡であります。

次に、報告第58号 取消願についてであります。

届出の件数は1件、農地法第5条第1項第7号の規定の届出を取り消すものです。

次に、報告第59号取下書についてであります。

3件は依頼者の希望により願出人から取下書が提出されました。

1件は権利移動後の用途を正確にするため取下書が提出されました。

次に、報告第60号農地中間管理事業に伴う農地配分計画についてでありま す市農業畜産課から提供された情報であります。

58件、田 28筆、畑 28筆で面積は 113, 678㎡の農地配分が行われております。

詳細につきましては、報告第60号別紙をご覧ください。

次に、報告第61号 農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。

次に、9月の定例総会にて可決した4条申請2件と5条申請3件が県知事許可されています。

最後に、報告第62号 来期農地利用最適化推進委員の地区別募集人数の報告についてであります。

9月27日の第1回選考委員会において第3区と4区の割り当て見直しが決定しましたので、ご報告申し上げます。

現在、推進委員が担当する地区は第1区から第11区に分けられております。

推進委員の割り当ては、第3区の塩見は面積296haで3人、財光寺は面積66haで1人を、第4区の平岩、幸脇は392haで2人となっております。

次に、令和元年から今年9月までの案件数を見ますと、ご覧のように平岩・幸脇は2人で137件を処理しております。

事務局長

面積と案件数の両面から見て、隣接する3区と4区の不整合を整える必要があると判断しました。次の3つが変更になります。

- 1. 現在の第3区の塩見と第4区の財光寺を合区して第3区とし、割り当てを3人とします。
 - 2. 現在の第5区以降を繰り上げ、全11区を全10区とします。
 - 3. 新たな第4区平岩・幸脇への割り当てを3人とします。

以上ご報告申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。